パブリック・コメント

美唄市農業ビジョン

（平成28年～32年）

＜概要版＞

（素案）

美　　唄　　市

平成２８年　月

目次

第1章　美唄市農業ビジョンについて …… 1
　1　農業ビジョン策定の目的 …… 1
　2　農業ビジョンの位置づけ …… 1
　3　農業ビジョンの計画期間 …… 1
　4　農業ビジョンの特徴 …… 1

第2章　農業をめぐる情勢 …… 2
　1　農業政策の動向 …… 2
　2　農産物生産等の状況 …… 2

第3章　美唄市農業の現状 …… 2
　1　農業経営基盤の状況（人、農地、作物） …… 2
　　（1）　農家戸数と農業就業人口等の推移 …… 2
　　（2）　農業従事者の年齢構成等 …… 3
　　（3）　農地の利用集積、経営規模拡大と基盤整備 …… 3
　　（4）　土地利用と作物の生産状況 …… 3
　　（5）　担い手の確保と新規就農者の推移 …… 4
　　（6）　経営改善の取り組みと農業経営の安定 …… 4
　2　産地としての取り組み状況 …… 4
　　（1）　安全・安心な農産物づくりの推進 …… 4
　　（2）　地域資源や多面的機能保全の取り組み …… 5
　　（3）　都市・農村の交流と情報発信 …… 5

第４章　美唄市の農業を取り巻く課題 …… 6
　1　強い農業経営基盤づくり …… 6
　　（1）　担い手確保と経営安定の推進 …… 6
　　（2）　生産基盤の整備等 …… 6
　　（3）　作物の安定生産と産地確立 …… 7
　2　消費者に信頼される産地づくり …… 7
　　（1）　地域資源と情報発信 …… 7
　○　農商工連携 …… 7

第5章　農業・農村施策の基本方針 …… 8
　1　美唄市農業の目指す姿 …… 8
　2　施策の基本方針 …… 8
　　（1）　強い農業経営基盤づくりの推進 …… 8
　　（2）　消費者に信頼される産地づくりの推進 …… 8

第６章　農業・農村施策の体系　※ …… 9・10
第７章　農業・農村施策の展開方向

１　強い農業経営基盤づくりの推進 ……

（１）　基幹作物の安定生産に向けた取り組みの推進 …… 9・10
＜水　稲＞
＜畑　作＞

（２）　経営の複合化を図る振興作物の普及・定着の促進 ……

（３）　担い手の育成・確保や女性・若手経営者の経営能力向上の仕組みづくりの推進 …… 11・12

（４）　生産基盤の整備事業の推進 ……

（５）　農業施設の機能維持・長寿命化のための取り組みの推進 …… 13・14

（６）　担い手への農地の利用集積の促進 ……

（７）　加工、直売など6次産業化の取り組みを支援 ……

２　消費者に信頼される産地づくりの推進 ……

（１）　環境保全型農業、安全安心な農産物づくりの推進 ……

（２）　多面的機能の維持・発揮に向けた取組みの支援 …… 15・16

（３）　都市農村の交流、食育活動などを通じた農業農村の情報発信を推進 ……

第８章　計画の推進体制 …… 17

附属資料１：用語解説 …… 18

附属資料２：新旧ビジョン構成比較 …… 21

※　第６章及び第７章は、左右見開きページの設定になっています。

第１章　美唄市農業ビジョンについて

１　農業ビジョン策定の目的

美唄市農業ビジョンは、「びばい未来交響プラン」（第6期美唄市総合計画）の前期基本計画（計画期間：平成23～27年度）のもと推進した前計画の美唄市農業ビジョン（計画期間：平成23～27年度）に代わり、本年度スタートした「びばい未来交響プラン」後期基本計画（計画期間：平成28～32年度）を基本に平成32年度へ向けた美唄の農業・農村の目指す方向を取りまとめたものです。

２　農業ビジョンの位置づけ

美唄市農業ビジョンは、下図のとおり「びばい未来交響プラン」後期基本計画を上位計画、「美唄市産業振興計画」を中間計画として、その下で農業振興策の具体的な推進方策等を明らかにするものです。

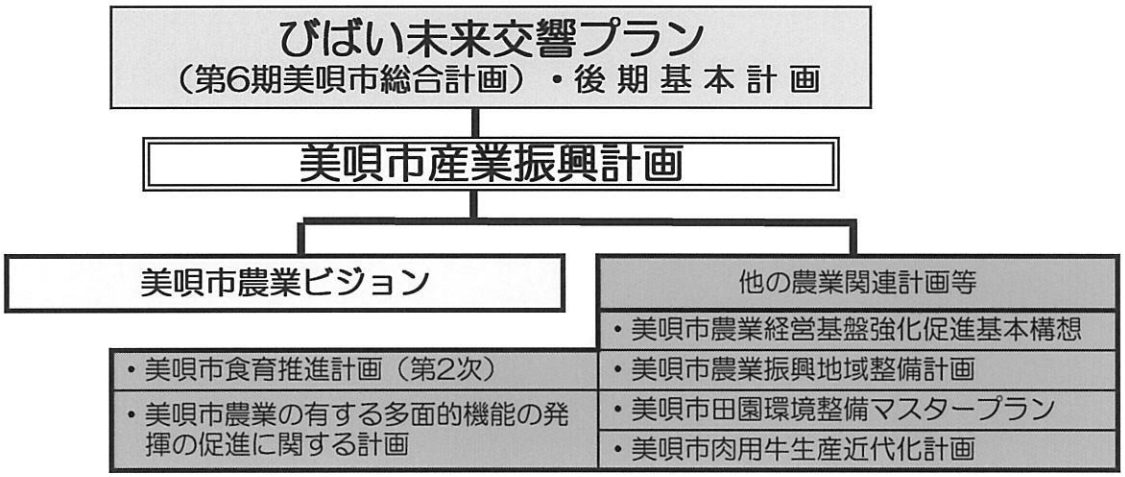

３　農業ビジョンの計画期間

美唄市農業ビジョンの計画期間は、後期基本計画及び産業振興計画と同じ平成32年度までとします。なお、社会情勢の大きな変化や上位計画の見直しがあった場合は、ビジョンの内容の見直しを行う場合があります。

４　農業ビジョンの特徴

美唄市農業ビジョンは、「びばい未来交響プラン（第６期美唄市総合計画）」後期基本計画（計画期間：平成28年度～32年度）、美唄市産業振興計画（平成２５年度～平成32年度）を上位計画とし、産業振興計画に掲げる『農業分野』に関する具体的な施策の方向を明らかにするものです。

また、この農業ビジョンは、市をはじめ農業者や農業関係機関・団体などが、それぞれの役割に即して取り組む共通の指針となるものです。

＜関連する主な計画等＞

○ 食料・農業・農村基本計画 （農林水産省）	平成27～37年度
○ 第5期北海道農業・農村振興推進計画	平成28～32年度

＜参考とした計画等＞

○ ＪＡびばい第９次農業振興基本計画	平成26～28年度
○ ＪＡみねのぶ第9次地域農業振興計画	平成28～30年度
○ ＪＡいわみざわ地域農業振興計画	平成28～30年度

第２章　農業をめぐる情勢

１　農業政策の動向

前計画の美唄市農業ビジョン策定以降の動向

- 平成27年10月のＴＰＰ協定大筋合意、国の政策の見直しなど情勢が大きく変化
- 平成25年12月策定「農林水産業・地域の活力創造プラン」で産業政策、地域政策を車の両輪とし、農業・農村の所得を10年で倍増させることを目指し、①農地中間管理機構制度創設、②経営所得安定対策見直し、③行政による米生産数量目標配分の廃止、④日本型直接支払制度創設などが進められている。
- 平成26年6月同プランを改訂、農協、農業委員会及び農業生産法人の各制度を見直し
- 平成24年度から「人・農地プラン」を制度化

２　農産物生産等の状況

- 水稲は平成23年産から5年連続豊作基調
- 平成22年産「ななつぼし」の米食味ランキング最高ランク「特Ａ」に続き、平成23年産「ゆめぴりか」、平成26年産「ふっくりんこ」の3銘柄が以降連続して最高ランク
- 北海道米の道内食率は、90%前後で推移
- 主食用米の需要量が毎年全国で約8万トン減少し、主食用米生産数量目標も年々減少
- 平成26年産米はこれまでにない水準まで価格が下落
- 国の新たな「食料・農業・農村基本計画」で飼料用米の生産拡大を明記、北海道は多収の飼料用米品種「空育181号」を開発
- 秋小麦では、「きたほなみ」を平成23年産から本格的に作付開始したほか、「ゆめちから」、春小麦の「春よ恋」など様々な品種が普及

第３章　美唄市農業の現状

１　農業経営基盤の状況（人、農地、作物）

- 農家戸数が減少し、年齢構成も高齢者層が増加、一方、平均経営面積は拡大傾向
- コントラクター組織（作業受託組織）は、新たな無人ヘリコプター防除組合など増加
- 複数戸による法人は、増えていない。
- 基盤整備事業は国営、道営、団体営の基盤整備事業の実施と生産条件の改善を推進中

（1）　農家戸数と農業就業人口等の推移

- 農家戸数は、平成27年が685戸で平成22年からは5年間で13.3%減少、平成2年からは25年間で52.9%の減少
- 農業就業人口は、同1,462人で、5年間で12.4%減少、25年間では53.7%の減少

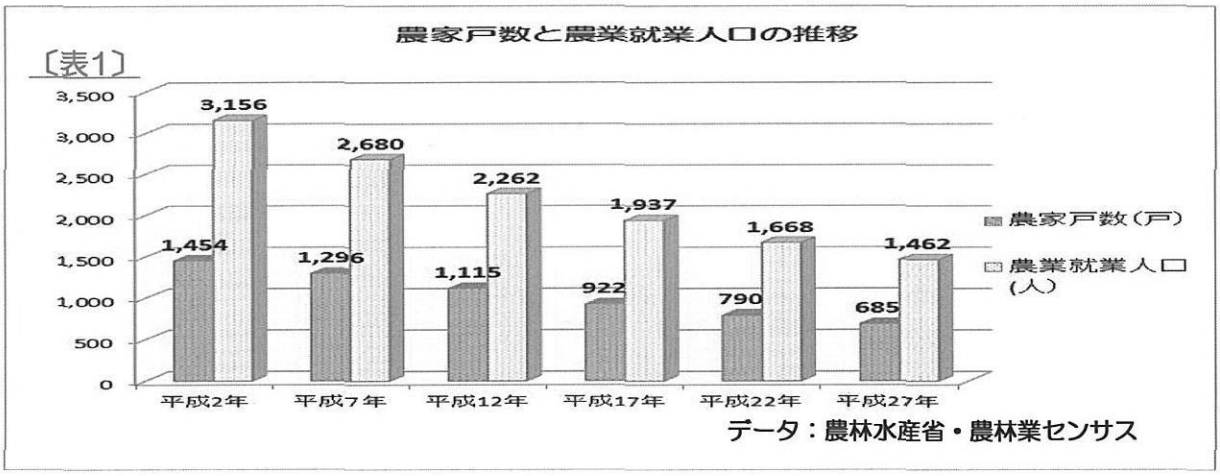

(2) 農業従事者の年齢構成等

- 農業従事者年齢構成は、平成27年は60歳代が約27.6%、次いで70歳以上が23.6%
- 農業従事者の平均年齢は、各センサス公表毎に上昇が続いている。

〔表2〕

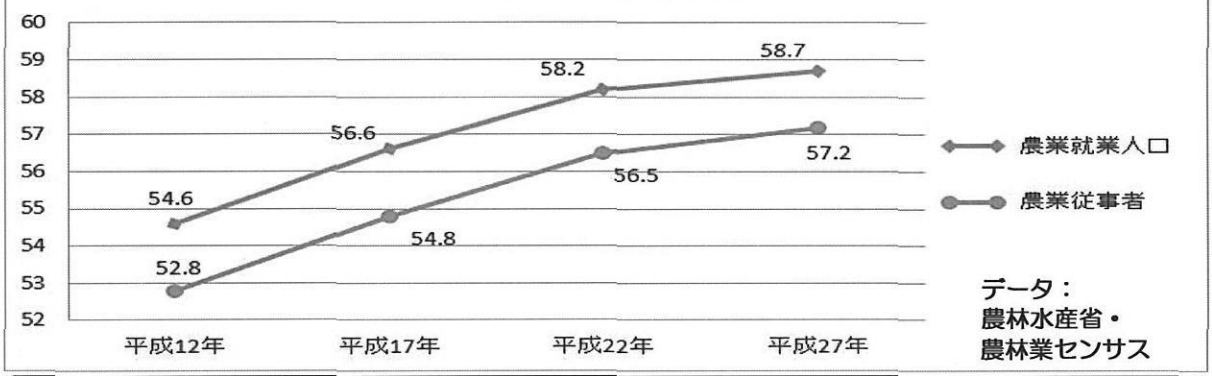

〔表3〕 農業従事者の年齢構成（平成2年～平成27年）は、本編をご参照ください。

(3) 農地の利用集積、経営規模拡大と基盤整備

- 平均経営面積は平成2年6.3ヘクタールから平成27年13.2ヘクタールと倍以上に拡大
- 国営農地再編整備事業や道営農地整備事業による農地基盤整備を推進中
- 農業揚水施設や農業用排水路等の機能の維持保全・長寿命化の取り組み推進中

〔表4〕

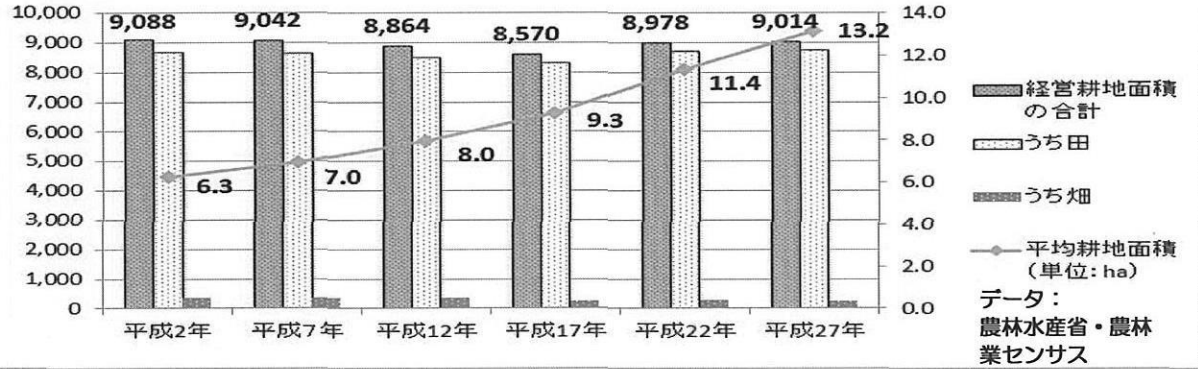

〔表5〕 経営規模別の農家戸数と割合の推移（平成2年～平成27年）は、本編をご参照ください。

(4) 土地利用と作物の生産状況

- 本市の耕作放棄地は統計上も少なく、該当の農地も各事業の実施等により多くが既に解消済み又は解消見込となっている。
- 水稲、小麦、大豆などの作付けのほか、たまねぎ、アスパラガスなどの園芸作物や果樹のハスカップ、花きなど様々な作物による複合的な農業経営が行われている。

〔表6〕

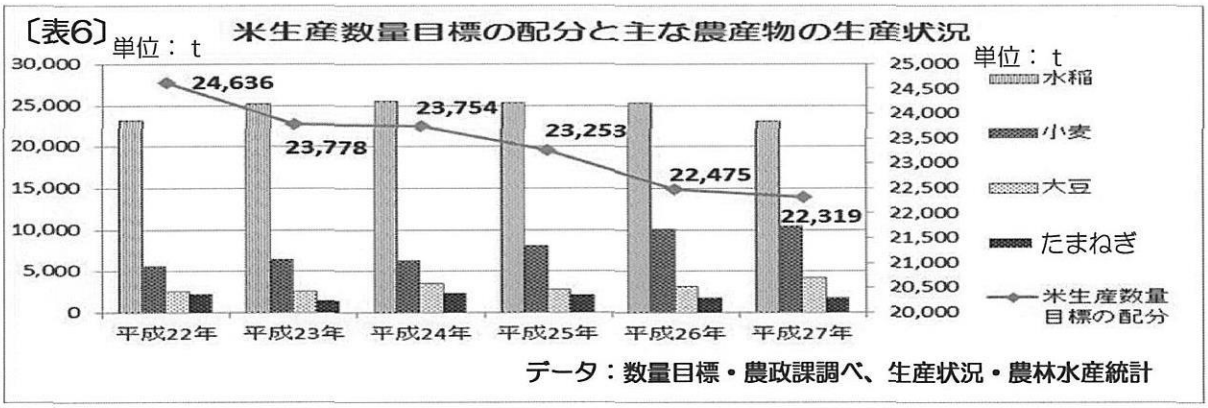

(5) 担い手の確保と新規就農者の推移

- 新規学卒、Uターン、新規参入による就農は10年平均で毎年10人ほど
- 「美唄市農業振興基金」を活用し、研修事業等の支援を実施
- 独立自営の農業経営開始には国の青年就農給付金制度も活用し、経営安定を促進

〔表7〕

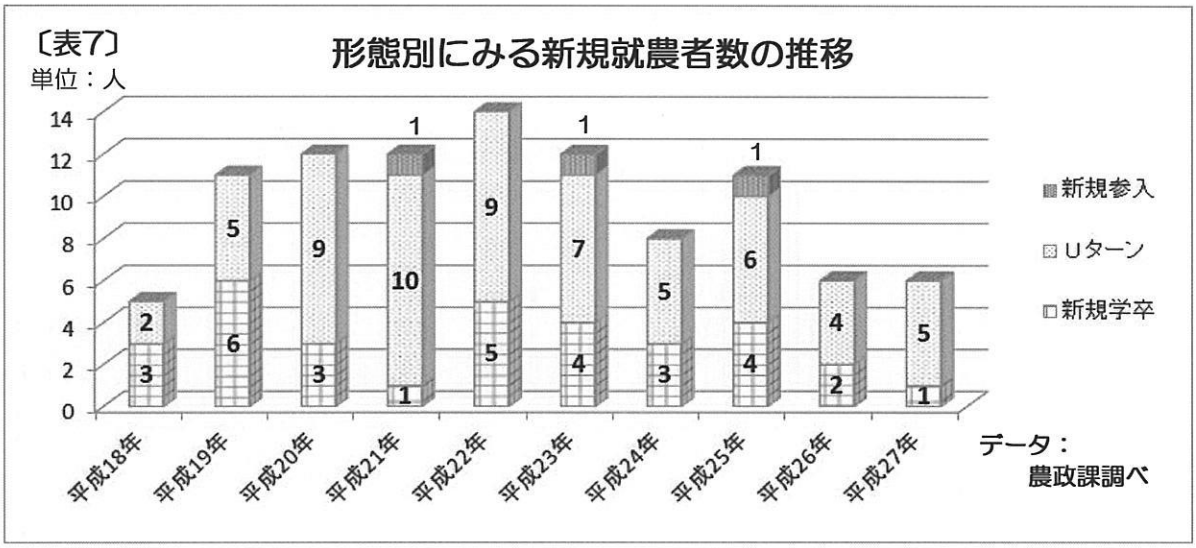

(6) 経営改善の取り組みと農業経営の安定

- 平成27年度からは国の支援の対象が認定農業者に集中
- 農協などと連携し認定を促進
- 農林業センサス数値を基とした試算では毎年認定率が上昇

〔表8〕

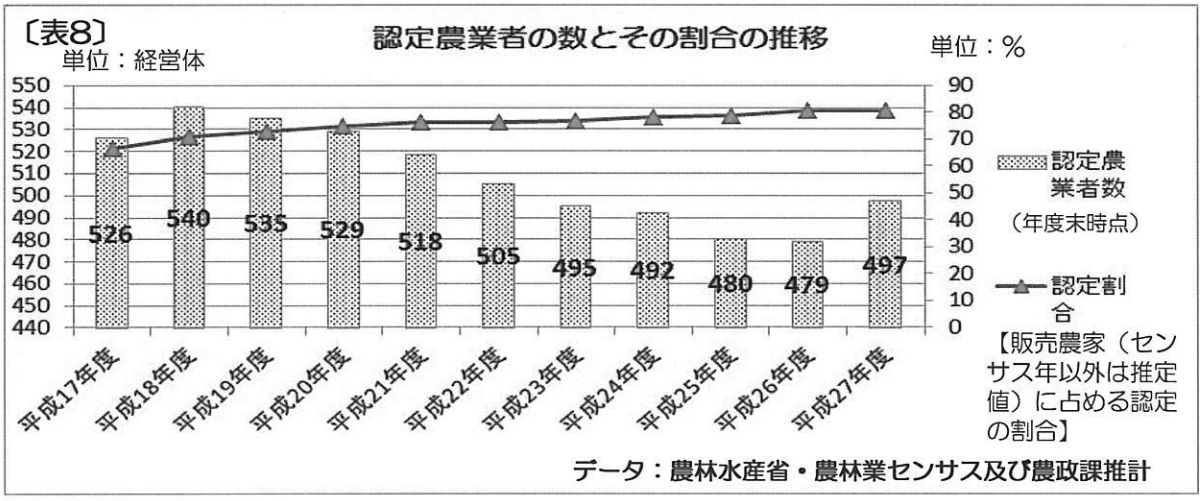

2 産地としての取り組み状況

- 耕種型農業や畜産農業など様々な形態による複合的な農業が営まれている。
- 農地や農村は、「国土の保全、水源のかん養や農業生産活動により生ずる「多面的機能」を有し、国は、「食料・農業・農村基本計画」において、農業などの成長産業化を促進す多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪る「産業政策」、に改革を推進
- 「日本型直接支払制度」の基で、本市農業は、食料供給産業としての使命に加え、多面的機能などを未来へつなぐ役割を担い、信頼される産地づくりの取り組みを推進

(1) 安全・安心な農産物づくりの推進

- 水稲生産で「YES！Clean（イエスクリーン）」の取組み生産組織が多い。
- 「環境保全型農業直接支援対策」は土づくりなどに加えて使用農薬・化学肥料を5割削減する取り組みを実施
- 安全・安心な農産物づくりの取り組みが今後も増加の見込

〔表９〕　YES！clean　水稲の取り組みの推移及び〔表11〕　YES！clean　野菜類の取り組みの推移（いずれも平成２２年～平成２７年）は、本編をご参照ください。

〔表11〕　環境保全型農業直接支払交付金事業取組の推移

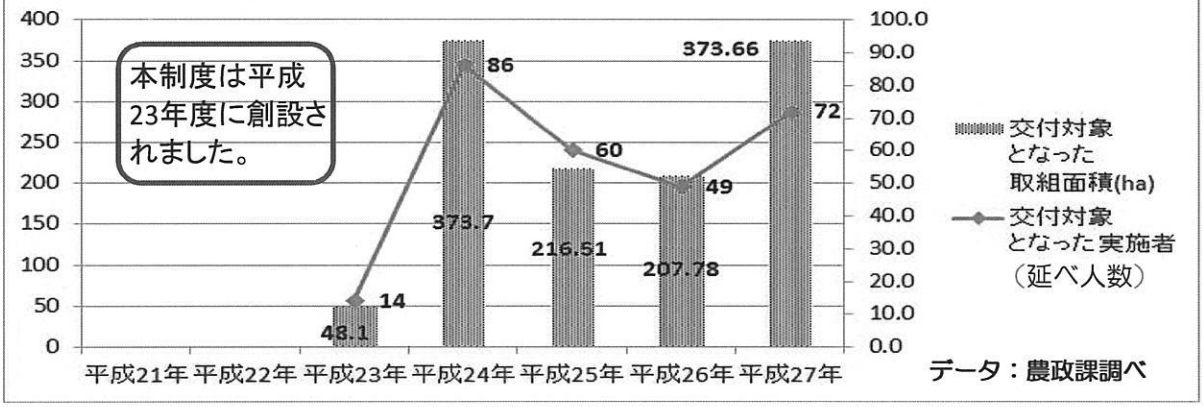

（2）　地域資源や多面的機能保全の取り組み

- 「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払対策」を制度創設時から実施
- 多面的機能の取り組みは21組織、中山間の取り組みは2集落が活動

〔表12〕　多面的機能の維持・発揮に資する取組み実施状況（平成２１年～平成２７年）は、本編をご参照ください。

（3）　都市・農村の交流と情報発信

- 平成10年ころから商品開発、都市と農村の交流、高付加価値化、直売などの組織発足
- 修学旅行生などの農家民泊受け入れが定着
- 地元の高校生による美唄産農産物を利用した商品開発、ＪＡ祭での消費者交流、食育推進など、様々な形で美唄の農業・農村の情報発信が行われている。

〔表13〕　農業体験・宿泊受入れ状況の推移

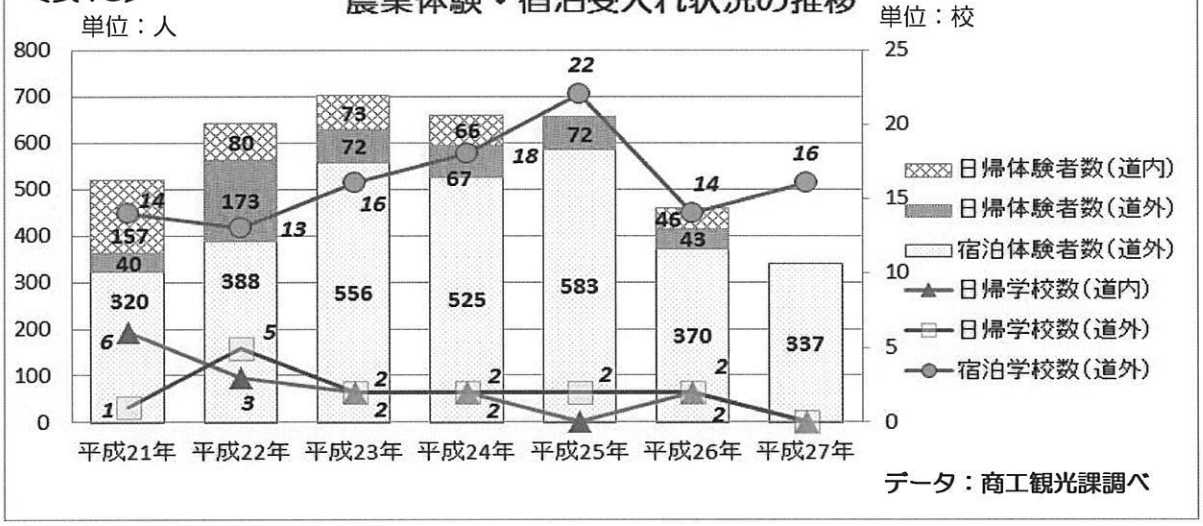

第４章　美唄市の農業を取り巻く課題

１　強い農業経営基盤づくり

農家戸数の減少、高齢化が進んでいることや、国の担い手農家に対する支援措置が認定農業者等に集約されていることから、認定農業者等の経営改善の取り組みを一層推進するほか、経営規模の拡大に伴い、効率的で安定した農業経営を行うため水稲直播の普及や先進農業技術等の導入推進も図っていく必要があります。

農家による6次産業化の取り組みを推進し、複合的で高収益な農業経営となるよう、女性や高齢者による農産物加工や高収益作物の導入、営農組織や加工グループの法人化の検討も必要です。

排水不良などにより、基盤整備を必要とする地域がまだあるほか、農業用用排水路施設の経年劣化が進み、機能維持や長寿命化などの早急な対応が求められています。

（１）　担い手確保と経営安定の推進

①　新規就農者の確保と育成

- 農家戸数は、平成17年度以降10年間で237戸減少、一方この間の新規就農者数は98名で、各農協が実施したアンケート調査で「後継者がいる」とした割合は、25%程度となっています。農家子弟の新規就農者を確保に加え、新規参入を含めた新規就農者対策、就農した若い農業者を地域で育成していく仕組みづくりが必要となっています。
- 農家戸数の減少は、地域コミュニティの維持にも大きな影響があるほか、施設や共同作業組織などの構成員の減少にもつながり、今後に向けて課題や懸念が生じるといった影響があり、担い手の確保・育成は急務となっています。

②　経営改善の推進と法人化等の検討

- 国の担い手農家に対する支援措置が認定農業者等に集約される方向にあり、生産者個々の経営改善の取り組みを支援し、経営の安定化と継続を図っていく必要があります。
- 労働力不足への対応や6次産業化を含めた複合化による経営の体質強化にむけ、複数戸の法人化や、コントラクター組織を利用した取り組みを強化するなど、経営の在り方を考えていく必要があります。
- 施設運営の強化を図り持続していくため、施設や組織の再編を含めた、将来的な運営体制の検討も必要です。

③　大規模経営の効率化・安定化の推進

- 経営規模の拡大が加速する傾向にあり、効率的で安定的な経営の確立を図るため、水稲直播の導入などの労働の分散、省力化・低コスト化の取り組みを推進する必要です。直播研究会の技術課題を解決、機器の開発、整備などのノウハウの普及拡大に向けた関係機関・団体も連携が必要です。
- 労働力不足を補完し農業経営の効率化、高度化を推進するＩＣＴ技術を利用した先進農業技術の活用推進も必要です。各研究会が行っている調査研究の成果等を基に多くの生産者が利用可能で運用しやすく、将来にわたって維持が容易なものなどの視点などから美唄における利活用の姿を考えていく必要があります。

（２）　生産基盤の整備等

農業経営の安定化を図る上で、生産ほ場の条件改善が必要であり排水不良などにより基盤整備を必要とする地域がまだあり、これらの基盤整備を促進していく必要があります。

排水路等の経年劣化が進んでおり、計画的な改修を行っていますが、抜本的な改修・改築にむけ国による整備計画の早期策定の働きかけを強めていく必要があります。

団体営事業や多面的機能支払交付金による取り組みも推進し、生産基盤や地域資源の保全に努めていく必要があります。

（3）　作物の安定生産と産地確立

水稲や小麦、大豆、玉ねぎ、アスパラガス、ハスカップなど栽培技術の向上や生産条件の改善を図り、美唄市農業試験ほ場も活用しながら地域の課題解決を進め、安定した農業経営の確立を図る必要があります。

市民や消費者に信頼され支えられる産地としての発展のため、環境保全やクリーン農業の取り組みを一層推進し、農産物を持続的に供給していく責任があります。

複合的で高収益な農業経営となるよう、女性や高齢者による農産物加工や高収益作物の導入、営農組織や加工グループの法人化の検討も必要です。

農産物を鳥獣被害から守り安定供給を図るため、効率的、効果的な鳥獣被害対策の実施が必要です。

2　消費者に信頼される産地づくり

産地としての強みを発揮するため、農産物の品質向上、生産数量の確保を図り、経営安定につながる振興作物の検討も必要です。

市民の皆さんへ農業・農村の有する多面的機能を将来にわたって維持・発揮していくため、こうした機能が市民に理解されるよう情報発信していく必要があります。

食育推進やクリーンな農産物の生産、地産地消の取り組みなどを通じて、消費者の信頼のもと産地としての振興を図ることが必要です。

（1）　地域資源と情報発信

農業・農村の有する多面的機能は、市民の暮らしや生活空間に豊かさや安全をもたらすことから、将来にわたって維持・発揮していくため、情報発信する必要があります。

このほか、クリーンな農産物生産や直売所運営などを通じた消費者との交流、家庭・学校や食育に取り組むグループをネットワーク化した食育、地産地消の活動を推進するとともに、様々な取り組みの情報を積極的に発信して、消費者の信頼のもと産地としての振興を図っていくことが必要となっています。

各農協や農協の青年部・女性部、生産組合などが取り組む消費者との交流や農道離着陸場などの地域資源の情報発信など農業・農村に触れ、親しむ機会の提供の取り組みも必要です。

○　農商工連携

美唄市には米、麦、大豆のほかアスパラガスやハスカップ、クルミなど特色のある農産物がありますが、これらの地域資源を活用した農商工連携や６次産業化の取り組みを進めるため、１次、２次、３次産業の互いの強みを活かすことが重要です。

このため産業間の交流や市民との交流の機会や、また他地域での取り組みを紹介する機会を設けるとともに、国、道、市の支援策を広く周知することにより美唄の農産物を活用した新たな商品開発の意欲を助長していく必要があります。

第５章　農業・農村施策の基本方針

１　美唄市農業の目指す姿

目指す姿

力強い農業が営まれ、市民や消費者から信頼される産地となっています

青年、女性などが参加し、安定した力強い農業経営により安全・安心な農産物が供給されるとともに、多面的機能が市民生活に潤いと憩いを提供し、市民や消費者から信頼される産地となっています。

２　施策の基本方針

（１）強い農業経営基盤づくりの推進

所得の向上へつなげるため農協が振興作物に位置づけるアスパラガスやハスカップなどの一層の生産振興や、収益性の高い野菜や花き、畜産の振興も図るなど新たな作物、形態も取り入れた経営の複合化を推進します。

加工や産直販売、ブランド化など高付加価値化、差別化を図る６次産業化の取り組み、先進農業技術の導入などを支援し、農業経営の体質強化と安定化を図ります。

基盤整備事業を促進し、生産条件の改善、向上を図るほか、農業用用排水施設の長寿命化や必要な改修等が事業化されるよう国に働き掛けるなど、安定的な農業生産が持続可能な環境づくりを進めます。

女性や若手農業者の経営感覚の向上や営農技術の向上、農業機械等の操作資格の取得などの支援、新規就農につながる仕組みづくりを本市の農業関係団体などと連携して推進していきます。

（２）消費者に信頼される産地づくりの推進

地元市民にも求められる安全・安心な農産物づくりを一層広めていくため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の取り組みや環境保全型農業の取り組みを継続して支援するほか、それらの活動を通じて市民の美唄農業に対する理解促進を図り、市民が応援団となって美唄産農産物・美唄ブランドの農産物などのＰＲや地産地消に取り組む環境づくりを進めていきます。

また、食育の実践活動、都市と農村の交流などの場面でも市民や消費者、生産者との結びつきを深め、美唄市農業の情報発信に努めて、信頼され支持される産地として発展を目指していきます。

＜農業ビジョンの目指す姿と施策の方向＞

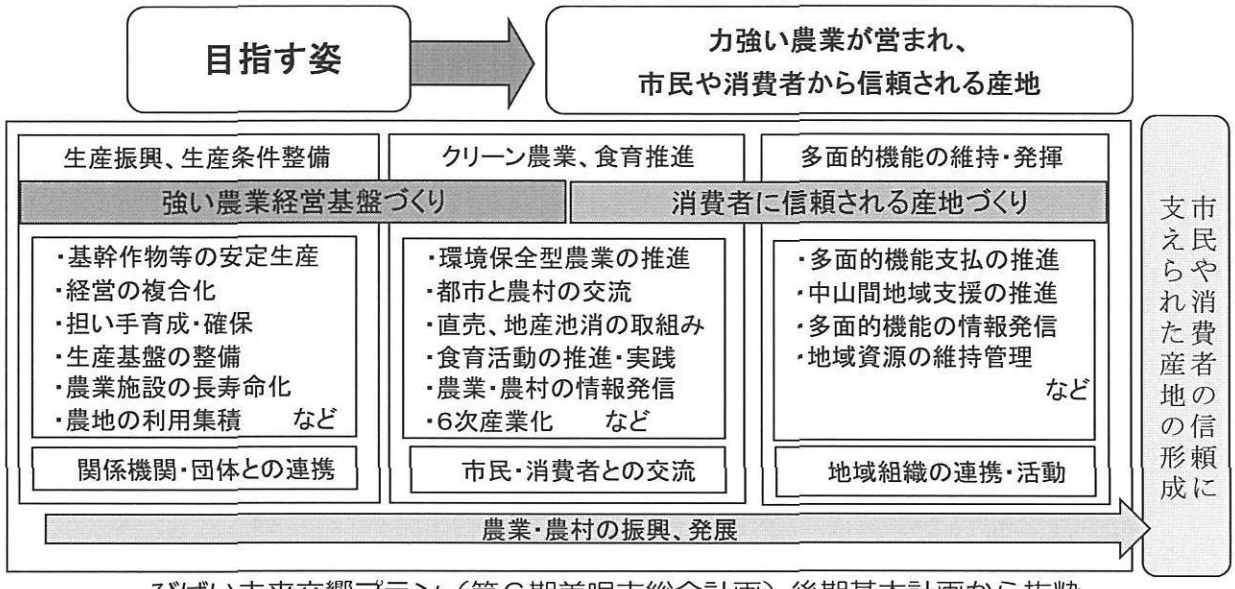

びばい未来交響プラン（第６期美唄市総合計画）後期基本計画から抜粋

第６章　農業・農村施策の体系

１　強い農業経営基盤づくりの推進

(1)　基幹作物の安定生産に向けた取り組みの推進

基幹作物である水稲や小麦、大豆などの畑作物の生産は、なたねなども取り入れて輪作体系の確立を図るとともに有機質資源を活用した土づくりを推進するほか、農業生産工程管理（ＧＡＰ）や農産物情報の発信にも努め、消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給する取り組みを推進します。

また、栽培技術の高位平準化を図り農産物の品質と収量の確保に努めるとともに新たな作物の導入を推進します。

水稲

- ①高品質化の推進
- ②需要や販路の開拓・拡大
- ③高度化・省力化・低コスト化の推進
- ④営農指導体制の強化
- ⑤鳥獣被害の防止

畑作

- ①高品質化の推進
- ②需要や販路の開拓・拡大
- ③高度化・省力化・低コスト化の推進
- ④営農指導体制の強化
- ⑤鳥獣被害の防止

第７章　農業・農村施策の展開方向

- 土壌分析に基づく適正な肥培管理による高品質米生産の技術確立推進
- 基盤整備による大規模ほ場の生産機能の維持管理の徹底
- 美唄市農業試験ほ場を活用し、美唄における栽培条件や技術の確立、課題解消の取り組みを推進
- 米トレーサビリティシステムの継続
- 地域や作物の特性に応じたＧＡＰに基づく生産・出荷などの取り組みの推進

- 環境保全型農業やイエスクリーンの取り組みと合わせた差別化を図った米生産の推進と拡大
- 「ゆめぴりか」、「おぼろづき」、「ふっくりんこ」などの高品質・良食味米と用途別の米生産の推進や販売体制の強化
- 飼料用米を組み合わせた水田のフル活用と所得の確保
- 雪零温貯蔵などの既存技術を活用した差別化や大型均質ロット調製能力を活用した産地指定率の向上

- ＩＣＴ技術を活用した生産体制の高度化と効率的な農作業の実施体制の推進
- 土壌診断結果に基づく生産資材等の適正使用の推進
- 省力化や規模拡大に対応できる水稲直播栽培技術等の定着・拡大
- 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けた農作業機械・施設などの共同利用化や組織化の推進
- 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けて既存施設・機械などを活用した農作業受委託の促進
- 農作業受委託の効果的・効率的な調整の推進

- 農業者の経営管理能力の向上を図るため、営農指導や販売体制を強化

- 鳥獣被害防止計画に基づき（一社）北海道猟友会美唄支部や関係機関・団体等との連携による被害防止に向けた取り組みの推進

- 栽培マニュアルの整備などによる栽培技術の高位平準化
- 美唄市農業試験ほ場を活用し、美唄における栽培条件や技術の確立、課題解消の取り組みを推進
- 輪作作物としてのなたね・大豆作付の推進や田畑輪換など本市の自然条件等に適応した持続的な輪作体系等の確立
- 緑肥や堆肥の活用による土づくりの推進
- トレーサビリティシステムの導入・定着の促進
- 地域や作物の特性に応じたＧＡＰに基づく生産・出荷などの取り組みの推進

- 実需のニーズに即した小麦優良品種の安定供給体制の構築
- 環境保全型農業やイエスクリーンの取り組みと合わせた差別化を図った畑作物の生産の推進と拡大

- ＩＣＴ技術を活用した生産体制の高度化と効率的な農作業の実施体制の推進
- 土壌診断結果に基づく生産資材等の適正使用の推進
- 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けた農作業機械・施設などの共同利用化や組織化の推進
- 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けて既存施設・機械などを活用した農作業受委託の促進
- 農作業受委託の効果的・効率的調整の推進

- 農業者の経営管理能力の向上を図るため、営農指導や販売体制を強化

- 鳥獣被害防止計画に基づき（一社）北海道猟友会美唄支部や関係機関・団体等との連携による被害防止に向けた取り組みの推進
- 地域農業との共存を図るため、関係機関などと連携して宮島沼に飛来するマガンによる小麦食害対策の継続実施

第６章　農業・農村施策の体系

(2)　経営の複合化を図る振興作物の普及・定着の促進

- ①安定生産の拡大
- ②高品質化の推進
- ③需要や販路の開拓・拡大

安定した農業経営を持続するため、水稲、小麦、大豆などを中心とした大規模経営に取り組むほか、野菜、花きなどの園芸作物や家畜などによる複合経営も必要な取り組みであり、既存作物に加え所得確保につながる新たな作物の検討、導入を進めるとともに新規に振興作物生産を行う農業者が栽培に取り組みやすい環境づくりを推進します。

(3)　担い手の育成・確保や女性・若手経営者の経営能力向上の仕組みづくりの推進

- ①地域の担い手の明確化と育成
- ②農業後継者の計画的な育成
- ③新規就農者の育成・確保と体制の構築
- ④女性農業者の育成
- ⑤認定農業者の育成
- ⑥農地所有適格法人の育成
- ⑦コントラクター組織の育成
- ⑧高齢者の農業支援

国の担い手育成支援策の基本となる人・農地プランを定期的に見直し、プランに基づいた支援策の活用を図るとともに、本市農業・農村の情報を発信しながら農業後継者や農村女性、高齢者等の活動を支援するなど、新規就農者をはじめとする地域農業を支える意欲ある多様な人材の育成・確保の取り組みを推進します。

また、後継者や女性が経営などに参画しやすい環境づくりを進めるほか、高齢者の知恵や経験などが活かせるような場づくりを進めます。

第７章　農業・農村施策の展開方向

- 新たな作物の選定と導入推進に向けた体制づくりの推進
- 新規栽培農業者も安定的に取り組める栽培技術指導体制の強化
- 定植や収穫時期の労働ピーク時における労働力を確保するたのシステムづくり
- 農業改良普及センター等との連携による新品種・新技術試験の実施
- 栽培マニュアルや経営シミュレーションを整備するなど誘導推進体制を強化
- ＪＡ生産販売計画等に基づく作物振興の普及・拡大に向けた関係機関・団体の連携強化

- 生産組合などの組織育成・強化による栽培技術の高位平準化
- 市場評価の確保を図る集出荷体制の構築
- トレーサビリティシステムの導入・定着の促進
- 有機質堆肥の投入による土づくりの推進

- 相対取引の拡大、ネット販売の推進など多様な販路の開拓
- 市民に親しまれる野菜の生産拡大と地産地消の促進
- 農産物の差別化や高付加価値化など販売戦略の構築

- 人・農地プランの定期見直しの実施とプランに位置づけられた担い手への支援の実施
- 国の「青年就農給付金」等を活用した自立経営開始担い手の経営安定の促進

- 農業後継者の研修や技術習得などを支援する基金事業の活用推進
- 美唄市農業士連絡会と連携した農業士・指導農業士の育成や青年農業者等の活動を促進する取り組みの推進
- 農業に従事する後継者の農業経営への参画を図る家族経営協定の締結を促進

- 将来を見据えた新規就農者確保のあり方の検討と就農支援体制の構築の推進
- 北海道農業担い手育成センターと連携して、新規参入者等の多様な経営体への情報発信や相談活動を推進
- 美唄における新規参入による経営パターンの具体化と条件整備の検討
- 美唄市農業士連絡会と連携した農業研修受入の支援や地域農業のリーダー養成の推進

- 女性農業者の経営管理能力や農業生産、加工販売などの技術習得のための研修会の開催や情報提供の推進
- 農産物加工の取り組み、商品化やブランド化などを図る女性グループ活動の支援
- 男女共同参画に向けた意識啓発などを進め、女性農業者が経営や社会活動に参画しやすい環境づくりの推進
- 各種協議会の委員や農業団体、生産集団における女性委員や役員の登用の積極的な推進と実現状況の確認
- 農業に従事する女性農業者の家族の農業経営への参画を図る家族経営協定の締結を促進

- 認定農業者の経営改善への取り組みを支援し、フォローアップ活動を推進
- 「新たな農業経営指標」など経営状況の客観的な把握と改善計画達成のための取り組みの具体化
- 農業機械・施設の整備等の支援を計画的に推進
- 担い手農業者に対する関係機関・団体の支援、相談の連携強化

- 農地所有適格法人の育成に向けた研修会開催などの支援体制を強化
- 農地所有適格法人の活動の安定的な推進に向けた相談・支援体制の強化

- 農作業受託組織の育成や作業受委託の調整を支援

- 高齢者の豊富な知識や経験、技術等を活かせる機会づくりの推進
- 高齢農業者の経営継承などが円滑に行うことのできる仕組みづくりの検討

第６章　農業・農村施策の体系

(4)　生産基盤の整備事業の推進

- ①基盤整備の推進
- ②土地改良施設等の適切な整備と維持管理の推進

生産性の向上や安定的な生産、生産コストの低減、農作業の省力化・効率化、担い手への農地利用集積を図るため、ほ場の大区画化や用排水路・農道の整備、客土による土層改良や地下かんがい機能を備えた暗渠排水などの生産基盤の整備や農業水利施設等の適切な維持管理や長寿命化を進める土地改良事業などを農村環境が果たす多面的機能にも配慮しながら計画的に推進します。
また、受益農業者の負担軽減対策も継続します。

(5)　農業施設の機能維持・長寿命化のための取り組みの推進

- ①資源向上の取り組みによる地域資源の保全
- ②排水機場・排水路の適切な維持管理と整備要望

地域や農協等の既存農業施設の適切な管理を図り、施設機能を維持するとともに地域における適切な運営・管理体制の構築を図っていくほか、複数の地域や施設が連携した効率的な運営体制などの検討・相談も進めて行きます。
また、農業用用排水路や排水機場など地域の農業生産を支えていく施設の適切な管理を行い、施設機能の維持、発揮を図るほか、長寿命化の取り組みを計画的に進め、併せて施設の整備についても関係機関との協議を行っていきます。

(6)　担い手への農地の利用集積の促進

- ①優良農地の確保
- ②農地利用の促進
- ③耕作地の団地化
- ④農用地区域の見直し

農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業や特例事業（旧名称：農地保有合理化事業）などにより担い手への農地の集積を図るとともに、美唄市耕作放棄地対策協議会を中心に耕作放棄地の発生防止や再生事業による耕作放棄地解消の取り組みを進め、優良農地の確保を図ります。

第７章　農業・農村施策の展開方向

- 国営農地再編整備事業及び道営農地整備事業の推進
- 団体営事業（耕作条件改善事業等）による基盤整備の推進
- 国の「中心経営体農地集積促進事業」及び道の「農業競争力基盤強化特別対策事業」を活用した農家負担軽減対策の推進
- 耕地利用高度化推進事業などを活用したほ場機能の維持・発揮の推進

- 国営土地改良事業の推進や農道、用排水路などの整備と適切な維持管理を進め機能の維持増進を図る

- 地域が取り組む地域資源の長寿命化等の活動への支援

- 施設状況の適切な把握と計画的な整備の実施
- 大雨時の状況など地域の実情や近年の道内外における災害発生状況なども勘案しながら関係機関との協議を行うとともに整備要望を継続し、事業化に向けた取り組みを推進

- 耕作放棄地発生防止のため農地の利用状況調査等を実施し、適切な農地利用を促進
- 事業を活用した耕作放棄地解消のための取り組みの推進
- 中山間地域における共同活動を支援し、優良農地の保全管理を推進

- 農地の利用調整を通じて、意欲的な担い手農家等に農地の利用集積を推進
- 農地中間管理事業・特例事業などを活用した農地保有の合理化を推進
- 農業生産基盤整備事業等を契機として、中核的な担い手への農地の利用集積を推進

- 優良農地の効率的利用に向けて農地中間管理事業等を活用し面的集積を推進

- 農業振興地域整備計画をＧＩＳなどを活用した見直しや基盤整備等に向けた農用地区域への編入事務の適切・円滑な対応

第６章　農業・農村施策の体系

(7)　加工、直売など6次産業化の取り組みを支援

- ①農産物など地域資源の付加価値向上
- ②地域のビジョンづくり

地域自らが創意と工夫を凝らして、人や自然、文化など特色ある資源を活かしながら、農産物加工や直接販売、ファームイン、ファームレストランなどのアグリビジネスに挑戦する取り組みを促進し、農業の６次産業化を進めるとともに、地域情報の積極的な発信などにより、農業を核とした地域づくりを進めます。

２　消費者に信頼される産地づくりの推進

(1)　環境保全型農業、安全安心な農産物づくりの推進

- ①環境にやさしい農業
- ②循環型農業の推進

人々の暮らしや地球環境にやさしいクリーン農業の取り組みを推進するほか、農業生産活動から生じる廃棄物や副産物について適正な処理やリサイクル等による有効利用を進め、循環型農業の推進を図って行きます。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能が一層発揮されるよう推進します。

(2)　多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みの支援

- ①地域資源の保全
- ②農村環境の整備
- ③地域活動情報の積極的な発信

洪水の防止など国土の保全や水資源のかん養、さらには、人々に潤いと安らぎをもたらす美しい景観の形成など農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進を図るため、市民の理解を深める環境保全の取り組みを推進します。

(3)　都市農村の交流、食育活動などを通じた農業農村の情報発信を推進

- ①産地情報の発信
- ②市民等の理解の促進
- ③生産者と消費者との絆づくり

美唄で採れた農産物を地元で消費する「地産地消」の取り組みや「食」の大切さなどについて学び身につける「食育」などを推進することで、生産現場と食卓や都市と農村が身近なものになり、消費者と生産者が農業・農村について共通認識を持てるような取り組みを進めます。

第７章　農業・農村施策の展開方向

- 農業経営の多角化に向けた農業者や地域が連携して行うアグリビジネスの取り組みの推進
- 地域資源を活用して食品製造業や流通業などとの連携による新製品の開発・販路拡大など、農業の６次産業化や農商工連携の推進
- ホームページ、フェイスブック等を活用した地域情報の発信の推進
- 地域おこし協力隊による農村と都市、生産者と消費者を結ぶ交流の促進
- 地域の伝承文化等を再発見するなど、知恵と工夫を凝らした新たな食文化づくりの推進

- 地域のリーダーや担い手の育成、農地の効率的な利用の促進、システム化など、地域住民の合意形成による地域ビジョンづくりの推進
- 地域の営農システムづくりやコントラクター組織などと連携した地域の活動の維持、継続

- 畦畔へのハーブ植栽など減農薬・減化学肥料をめざしたクリーン農業の推進
- 稲わら、麦稈（ばっかん）等の焼却防止と有効活用
- エコファーマーの育成を通じた有機・減農薬栽培の取り組み拡大
- 農薬の適切な取り扱い、散布周知等の取り組みの推進
- リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックや塩化ビニールの適正処理
- 冬期湛水管理など、多様な生物と共生する農業生産活動を推進

- 酪農・畜産農家との連携強化
- 稲わら等の有機質を活用した堆肥化と緑肥等の作付（カバークロップなど）による土づくりの推進

- 農地、農業用水等の資源の適切な保全管理など地域ぐるみの活動を支援

- 農業用施設（用排水路、農道等）などの地域資源の質的向上を支援
- 合併浄化槽の整備による水洗化の推進

- ホームページ、フェイスブック等を活用した地域活動情報の積極的な発信

- 北のクリーン農産物表示制度（YES!clean表示制度）を活用した農産物情報の発信
- ホームページ、フェイスブック等を活用した地域情報の発信
- 地域や作物の特性に応じた農業生産工程管理（ＧＡＰ）の取り組み情報の発信

- 学校や福祉施設等における給食などでの地場産農産物の利用拡大の推進
- 地産地消の取り組みを支援する飲食店などのネットワークづくりの検討
- 子ども達を対象とした農業体験や料理教室などによる食農教育の推進
- 食育ネットワークなどの活動を通じた地域・市民ぐるみによる食育の推進

- グリーン・ツーリズム研究会などと連携した農業体験等の推進と受入体制の整備
- 消費者との交流会や収穫祭等の開催
- もぎたて市や直売所等を通じた生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくり
- 北海道が認定する「ふれあいファーム」登録の推進と積極的な情報発信

第８章　計画の推進体制

この農業ビジョンは、上位計画の産業振興計画と同様にＰＬＡＮ（計画策定）→ＤＯ（実行）→ＣＨＥＣＫ（評価・検証）→ACTION（改善・見直し）のＰＤＣＡマネジメントサイクルにより進捗を図って行きます。

実践活動は関係農業団体・機関が実施するものも数多くありますが、生産者や生産組織自体が主体となって取り組むものもあります。このため、具体的施策の進行管理表を別途作成の上、美唄市農業振興協議会等の協議の場などを利用しながら、進捗状況の把握や推進方策の検討を行っていくものとします。

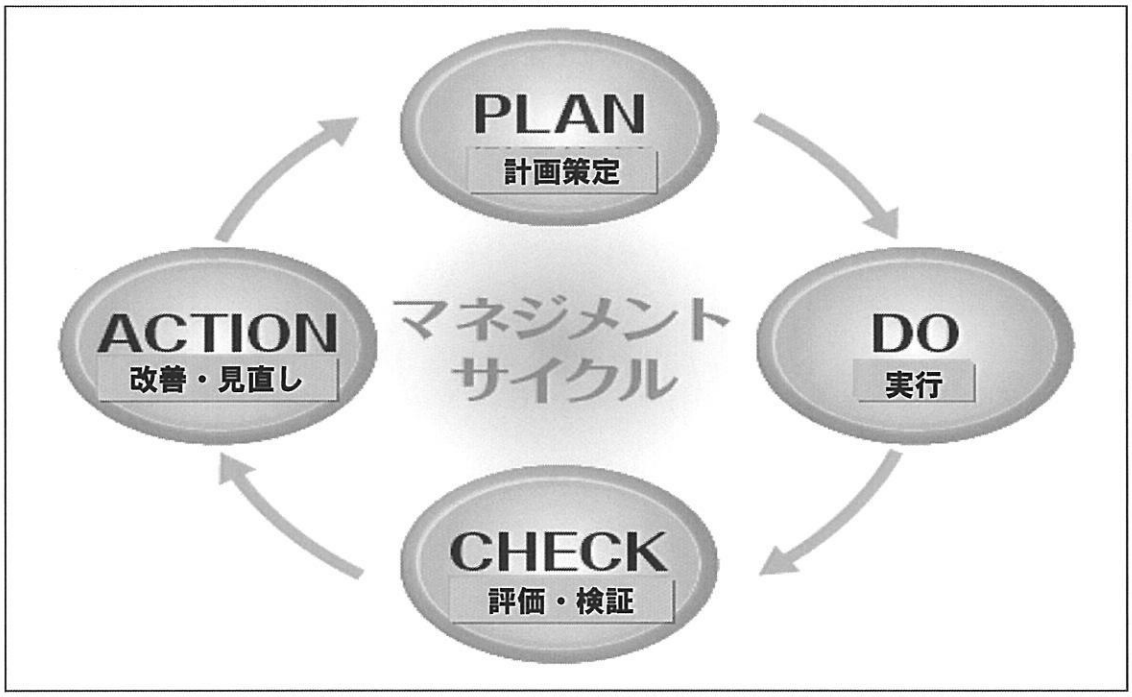

附属資料１：用語解説

用語	用語の意味
か　行	
化学肥料	肥料のうち化学合成されたものをいい、化学合成とは、科学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学合成を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。
環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。農業のもつ物質循環機能を生かし環境と調和した持続可能な農業生産
環境保全型農業直接支援対策	地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国と地方公共団体（道、市町村）が一体となって支援を行う。化学肥料・化学合成農薬を北海道の慣行レベルから５割以上低減する取組と、次のいずれかの取組を組み合わせて実施する活動
基盤整備事業	食料自給力の維持強化を図り、農業の生産性の向上と農業構造の改善を推進するとともに、需要の動向に即応した農業生産の再編成を促進するために、その基礎的条件である農業生産基盤を計画的に整備することをいう。その中心は土地改良であり、ほかに農用地開発がある。農用地開発は農地開発、草地開発、干拓であり、事業主体により国営、都道府県営、団体営などに分けられる。
クリーン農業	堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業
耕作放棄地	もともと農用地として利用されていた土地で、過去１年以上管理せずに放置され、今後とも肥培管理を行う意思のない土地。 農林業センサスの統計上の扱いは、農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園をいう。
国営農地再編整備事業	受益面積400ha以上の地域において農地の区画整理、用排水条件の整備とともに、土地利用の整序化を行うことにより、効率的な農業生産基盤の形成を図るために必要な整備を行う事業
米生産数量 （米生産数量目標）	平成16年産以降は、販売実績を基礎として主食用米を作る数量（生産数量目標）を配分する方式に転換する等、需要に応じた『売れる米づくり』を推進。
さ　行	
食育	様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき 方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
飼料用米	豚や鶏などの家畜のエサ用に栽培される米で、主食用米とは区分され主食には流通しない。家畜飼料の自給率向上や水田の活用が図られることなどから国は生産拡大を図っている。食味よりも多収性が重視され、北海道では多収性品種の「たちじょうぶ」などが栽培されているが、平成28年2月、新たに「空育181号」（品種名未定）が北海道の飼料用米の優良品種に認定された。
水稲直播 （水稲直播栽培）	水稲（米）の栽培で、温床で種が発芽し苗となった状態で水田に移植（田植え作業）を行う「移植栽培」と異なり、温床を利用せず、水田に直接種を播いて発芽させそのまま水田で栽培する「直播栽培」のことをいい、温床設備、田植機を必要としないことや移植作業が無いことなどから、省力化・コスト削減の効果が期待される。 本市では、昭和63年に「美唄市水稲直播研究会」が発足し、直播栽培の技術課題の解決や技術確立、専用機械の改良などの先進的な取り組みを行っている。
青年就農給付金制度	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目的に、就農前の研修期間（準備型＝都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修、2年以内）及び経営が不安定な就農直後（経営開始型＝5年以内）の所得を確保する給付金を給付する国の制度
先進農業技術	ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術、ICTを活用して超省力・高品質生産を実現する農業技術をいい、こうした技術を導入した農業を「スマート農業」とも言う。

た　行	
多面的機能	農産物以外に、生産活動によって社会に役立つ有形・無形の価値が生み出されること。(1)水資源涵養(かんよう)や土石流防止などの環境保全機能、(2)生物の多様性保持に貢献する生態系保全機能、(3)景観保全や安らぎの提供などのアメニティー維持機能、(4)自然・環境教育の場や農村文化を提供する社会的文化的機能、(5)雇用機会の提供、地域社会の維持などの地域経済維持機能、に分類できる。生産活動と結びついていること(結合生産)、利益を無料で享受できること(公共財)、農産物の価格に価値を反映できないこと(外部経済性)といった特徴がある。
多面的機能支払制度	地域で構成する組織が農村環境を守るため、農地周りの水路・農道等の維持補修や施設の長寿命化などの資源向上を高める活動に対する支援を行う国の制度
地産地消	地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取り組みで、各地において直売所等を利用した新鮮な地場産品の販売の他、消費者と生産者の交流活動など多様な取り組みが展開されている。
中山間地域等直接支払対策（中山間地域等直接支払制度）	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取り組等に対する支援を行う国の制度
鳥獣被害	野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を総称するもので、北海道ではエゾシカやヒグマ、全国ではサル、イノシシなどの被害が発生している。ほかに、外来生物法に定める特定外来生物（海外起源の外来種、例：アライグマなど）による被害も含まれる。
長寿命化（施設長寿命化）	公共施設の新設から撤去までのライフサイクルの延長と将来にわたって必要なインフラ機能を発揮し続けるための取組みをいう。 公共施設の点検・診断を行いその結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し実施される。
田園環境整備マスタープラン	国の「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」に基づき、地域の合意のもと、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画で、環境保全の基本方針や地域の整備計画等を定めるとともに、対象地域を「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）または「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）に区分している。本市の計画は平成14年に定め、改訂を行ってきたもの。
道営農地整備事業	将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当の部分を担う農業構造を確立するため、受益面積が２０ｈａ以上の地域において、必要となる農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業、除礫、農用地造成、農地保全のうち２つ以上の事業を総合的に実施し、担い手農家の育成、農地の利用集積・集団化を図りながら一体的に行う事業

な　行	
日本型直接支払制度	農山漁村は、食料の生産だけでなく、国土・自然環境の保全などの多面的機能を発揮しており、都市住民を含む様々な人に多様な恩恵をもたらしてる。近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況となり、地域の共同活動や営農活動等に対して支援する本制度を創設し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。「多面的機能支払制度」「環境保全型農業直接支援対策」「中山間地域等直接支払対策」の３つの制度により支援している。平成27年度から法律に基づく制度となった。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）をいう。
農家戸数（総農家戸数）	総農家数における農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または、経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯
農家民泊	宿泊料を受けず、体験指導料等の費用のみで観光客などを宿泊させるもの。旅館業の許可を受けて宿泊料を受けて観光客を宿泊させるものは農家民宿という。
農業経営基盤強化促進基本構想	「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が定める計画。その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指数や、農業経営者に対する農用地の利用目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定め、その地域の将来の農業の展開方向、特にその中で育成していく経営体制の展望を明らかにするもの。

農業就業人口	15歳以上の農家家族員のうち，調査期日前１年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前１年間に自営農業に従事した者
農業振興地域整備計画	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業施策の重点対象地として農用地区域を指定し、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農用地利用計画のほか、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、農業を担うべき者の育成・確保のための施設の整備計画などを定める。本市現行計画は、平成25年8月策定
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を実施するために策定する計画で、促進計画の区域、促進計画の目標、推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項、特に重点的に同事業の実施を推進する区域などを定める。本市計画は、平成27年4月制定
農業揚水施設	水路より高い場所にある農地に水を揚げるポンプ施設のことで、「揚水機場」ともいう。用水路から水を汲み上げ、農地に水を揚げるものもあれば、川から高台の農地へ水を揚げるものもある。
農業用排水路	集落の排水及びほ場からの排水（作物の生育や農作業の機械作業を 妨げる余分な水）を受けるための水路
農道離着陸場	昭和63年に始まった農林水産省の農道離着陸場整備事業により、農道の一部を供用して滑走路延長８００m幅２５mに拡幅してつくった小型航空機が離発着できる施設、空港種別では場外離着陸場に分類され、美唄市は平成9年10月に開設した。別名、農道空港とも呼ばれる。道内には美唄市のほか、北見市、余市町、新得町の3か所、道外には岡山県、大分県、岐阜県、福島県の4か所　計8か所がある。
農林業センサス	日本の農林業・農山村の基本構造を把握するとともに、農林業施策の立案・推進に必要な基礎資料を整備するため、5年ごとの2月1日に農林水産省が、農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施する調査

は　行	
排水機場	大雨により河川の水位が上昇し、農地や住宅地の水が河川に流下できなくなったとき、農地や住宅地に溜まった雨水を常設のポンプで汲みあげて河川に排水する施設。市内には「上美唄排水機場、開発排水機場、茶志内排水機場、沼の内排水機場」の4施設がある。

ら　行	
６次産業化	農林水産業の生産（１次産業）、食品加工（２次産業）、流通販売・情報サービス（３次産業）の一体化を推進して、地域に新たな食農ビジネスを創出しようとする取り組み。

英字標記	
ＩＣＴ技術	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。ICTに通信を前提とする諸技術（インターネットなど）という意味合いをもたせる場合もある。また、ITをコンピュータやデジタル通信などの原理的な側面など情報技術そのもの、ICTを社会や生活への情報技術の適用や応用、といったニュアンスで区別する場合もある。
ＴＰＰ協定	環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）の略。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの計12カ国によるサービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的な経済連携協定。2015年10月、大筋合意に至っており、各国の議会承認などを得た後、発効する。
YES!clean （YES!cleanマーク）	「北のクリーン農産物表示要領」に基づく認証を受けた農産物であることを消費者に簡明に伝えるための愛称を「YES！clean」といい、統一シンボルマーク中にも「YES！clean」が表示されている。（「北のクリーン農産物表示制度」の用語解説も参照願います。）

附属資料２：新旧ビジョン構成比較

(1)全体構成

○　下記表の各計画の見出しタイトルは、表内に収めるため項目表現を一部簡略化しています。
○　Pの数字は、各章、附属資料及びビジョン全体の構成ページ数を表しています。

新ビジョンの構成　39P	旧ビジョンの構成　28P	見直し・変更点等
第1章　美唄市農業ビジョンについて 1　策定の目的 2　位置づけ 3　計画期間 4　ビジョンの特徴 5　農商工連携の扱い 3P	**Ⅰ-ビジョンの目的** **Ⅱ-ビジョンの特徴** **Ⅲ-計画の期間** 2P	**＜項目集約＞** ・美唄市農業ビジョンの基本的な内容を第1章にまとめました。
第2章　農業をめぐる情勢 1　農業政策の動向 2　農産物生産等の状況 1P		**＜項目新設＞** ・農業の経営に大きな影響をもたらす国の政策の動向や農産物の価格・品種開発・生産流通などの動向を示しました。
第3章　美唄市農業の現状 1　農業経営基盤の状況 (1)　戸数、就業人口推移 (2)　従事者年齢構成 (3)　利用集積、基盤整備 (4)　土地利用と生産状況 (5)　担い手確保、新規就農推移 (6)　経営改善、経営の安定 2　産地としての取り組み状況 (1)　安全・安心な農産物づくり (2)　地域資源、多面的機能 (3)　交流と情報発信 8P	**Ⅳ-現状と課題** 1-現状 2-課題	**＜項目分割・拡充＞** ・美唄市農業の現状について、2015年農林業センサスの数値などを引用し、表・グラフも利用して傾向や推移も比較しながら状況を明らかにする内容としました。 ・環境保全型農業、都市と農村の交流など具体的な取り組みなどの事例も引用し、農業・農村におけ活動・取り組みのイメージを示しました。
第4章　美唄市の農業を取り巻く課題 1　強い農業経営基盤づくり (1)　担い手確保、経営安定 ①　新規就農者確保、育成 ②　経営改善推進、法人化 ③　大規模経営安定化 (2)　生産基盤の整備等 (3)　作物の安定生産と産地確立 2　消費者に信頼される産地づくり （1）地域資源と情報発信 ○　農商工連携 4P	2P	**＜項目分割・拡充＞** ・美唄市の農業・農村の持続的発展に向けて、今後も取り組み、解決していかなければならない課題や重要なキーポイントについて示しました。 ・各農協の振興計画などにおいても課題となっている事項などを示しました。
第5章　農業・農村施策の基本方針 1　美唄市農業の目指す姿 2　施策の基本方針 (1)　強い経営基盤づくりの推進 (2)　信頼される産地づくりの推進 2P	**Ⅴ-基本方針** 1-目指す姿 2-基本方針 2P	**＜項目形態継承＞** ・後期基本計画に基づき、美唄市農業の目指す姿を明らかにし、そのための基本的な方針を示しました。
第6章　農業・農村施策の体系 （本項目別掲、次ページ参照） 1P	**Ⅵ-施策の体系** （本項目別掲、次ページ参照） 1P	**＜体系見直し＞** ・目指す姿を実現するため課題に対応して取り組む施策を「産業振興計画」に基づき整理しました。
第７章　農業・農村施策の展開方向 1　強い農業経営基盤づくりの推進 (1)　基幹作物安定生産 (2)　経営複合化、振興作物普及 (3)　担い手育成、経営者能力向上 (4)　生産基盤の整備事業の推進 (5)　農業施設の機能維持・長寿命化 (6)　担い手へ農地の利用集積促進 (7)　加工、直売など6次化支援 2　信頼される産地づくりの推進 (1)　環境保全型農業等の推進 (2)　多面的機能の維持・発揮支援 (3)　都市農村の交流、情報発信 8P	**Ⅶ-展開方向** 1-経営体質強化・安定化 (1)　基幹作物生産振興 (2)　複合化推進 (3)　優良農地の適切利用 (4)　生産基盤の整備 (5)　多様な担い手づくり (6)　主体的な農村づくり 2-信頼される産地づくり推進 (1)　環境配慮の農業 (2)　消費者と結びつき強化 (3)　農業農村理解促進 7P	**＜記載事項見直し＞** ・施策の展開にあたって、各農協の振興計画や農業に関わる様々な計画との連携も考慮し、既に取り組んでいる事項や取り組むべき事項を具体的に標記しました。
第８章　計画の推進体制 1P		**＜項目新設＞** ・「産業振興計画」に基づき、計画の実現に向けたPDCAの流れを示すと共に、農業振興協議会などの場で進捗確認して行くことを示しました。
附属資料 1：用語解説　5P 2：新旧ビジョン構成比較　2P 3：統計資料　4P	**Ⅷ-統計**　5P **用語解説**　9P	

(2)施策の体系の見直し・変更点等

新ビジョンの体系 「第6章　農業・農村施策の体系」	旧ビジョンの体系 「Ⅵ-施策の体系」	見直し・変更点等
1　強い農業経営基盤づくりの推進	**農業経営の体質強化と安定化の推進**	
(1)　基幹作物の安定生産に向けた取り組みの推進 ①高品質化の推進 ②需要や販路の開拓・拡大 ③高度化・省力化・低コスト化の推進 ④営農指導体制の強化 ⑤鳥獣被害の防止	○　基幹作物の生産振興 ①高品質化の推進 ②需要や販路の開拓・拡大 ③省力化・低コストの推進 ④営農指導体制の強化 ⑤鳥獣被害の防止	・各種ICT技術の活用や基盤整備などによる効率的な農業の推進と生産機能の維持、飼料用米や水田フル活用の取り組み、輪作体系の確立やGAPなどの取り組み推進を盛り込みました。
(2)　経営の複合化を図る振興作物の普及・定着の促進 ①安定生産の拡大 ②高品質化の推進 ③需要や販路の開拓・拡大	○　農業経営の複合化の推進 ①安定生産の拡大 ②高品質化の推進 ③需要や販路の開拓・拡大	・新たな作物の導入推進や振興作物の普及・拡大に向けた取り組み、市場評価に対応できる生産・出荷体制の構築などの取り組み推進を盛り込みました。
(3)　担い手の育成・確保や女性・若手経営者の経営能力向上の仕組みづくりの推進 ①地域の担い手の明確化と育成 ②農業後継者の計画的な育成 ③新規就農者の育成・確保と体制の構築 ④女性農業者の育成 ⑤認定農業者の育成 ⑥農地所有適格法人の育成 ⑦コントラクター組織の育成 ⑧高齢者の農業支援	○　地域農業を支える多様な担い手づくり ①農業後継者の育成 ②新規就農者の育成・確保 ③女性農業者の育成 ④認定農業者の育成 ⑤農業生産法人の育成 ⑥コントラクター組織の育成 ⑦高齢者の農業支援	・新たな制度として導入され担い手育成や経営支援のもととなる「人・農地プラン」制度を位置づけるとともに、認定農業者制度の新たな経営指標などに基づいた経営改善の推進、農業士連絡会とも連携した農業士等の育成や新規就農者確保に向けた体制構築、ブランド化などに向けた女性活動の支援や各種委員会・団体役員等への女性登用の推進を盛り込んだほか、制度改正により呼称を整理しました。
(4)　生産基盤の整備事業の推進 ①基盤整備の推進 ②土地改良施設等の適切な整備と維持管理の推進	○　農業生産基盤の整備 ①基盤整備の推進 ②土地改良施設等の適切な整備と維持管理の推進	・各種事業名の整理や新たな事業の活用、推進について盛り込みました。
(5)　農業施設の機能維持・長寿命化のための取り組みの推進 ①資源向上の取り組みによる地域資源の保全 ②排水機場・排水路の適切な維持管理と整備要望		・各地域等が運営する農業施設の機能維持や効率的運営の継続、老朽化が進む排機施設等の長寿命化、機能維持と広域的な整備検討の必要性について、新たに項目を設けました。
(6)　担い手への農地の利用集積の促進 ①優良農地の確保 ②農地利用の促進 ③耕作地の団地化 ④農用地区域の見直し	○　優良農地の適切な利用の推進 ①優良農地の確保 ②農地利用の促進 ③耕作地の団地化 ④農用地区域の見直し	・農地中間管理機構などの制度改正による整理や協議会を組織し取り組んでいる耕作放棄地の解消などについて盛り込みました。
(7)　加工、直売など6次産業化の取り組みを支援 ①農産物など地域資源の付加価値向上 ②地域のビジョンづくり	○　地域や農業者が主体的に取組む農業・農村づくり ①農産物など地域資源の付加価値向上 ②地域のビジョンづくり	・地域における営農システムづくりや地域活動の維持、ホームページやフェイスブックを活用した情報発信について盛り込みました。
2　消費者に信頼される産地づくりの推進	**消費者に信頼される産地づくりの推進**	
(1)　環境保全型農業、安全安心な農産物づくりの推進 ①環境にやさしい農業 ②循環型農業の推進	○　環境に配慮した農業の推進 ①環境にやさしい農業 ②循環型農業の推進	・循環型農業の推進や農薬の適切な取り扱いの推進などについて盛り込みました。
(2)　多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みの支援 ①地域資源の保全 ②農村環境の整備 ③地域活動情報の積極的な発信	○　農業・農村に対する理解の促進 ①地域資源の保全 ②農村環境の整備 ③地域活動情報の積極的な発信	・項目を多面的機能の維持・発揮に整理するとともに、ホームページやフェイスブックを活用した情報発信について盛り込みました。
(3)　都市農村の交流、食育活動などを通じた農業農村の情報発信を推進 ①産地情報の発信 ②市民等の理解の促進 ③生産者と消費者との絆づくり	○　消費者と生産者の結付きの強化 ①産地情報の発信 ②市民等の理解の促進 ③生産者と消費者との絆づくり	・様々な機会や活動を通じた農業、農産物情報の発信や活動の持続について盛り込みました。

美唄市農業ビジョン

≪ 概要版 ≫

（素案）

～力強い農業が営まれ、市民や消費者から
信頼される産地を目指して～

平成28年　月発行
編集・発行　美唄市経済部

〒072－8660　北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
電話 0126－62－3131　　FAX 0126－62－1088
＜美唄市ホームページ＞http://www.bibai.hokkaido.jp/